

目標管理型の政策評価の改善方策について(平成27年度)(概要)

【現状と課題】

- ◆ 目標管理型の政策評価(あらかじめ目標を設定し、実績を測定して目標の達成度合いを評価するもの)は平成24年度から導入。平成25年度から行政事業レビューとの連携、平成26年度から政策評価の標準化・重点化を実施。
- ◆ 目標管理型評価の対象として現在約500施策を設定。基本計画期間中(3~5年)に一回は事後評価を実施(平成27年度は約300件を評価)。評価を行わない年度は、実績の測定(モニタリング)を行い、事前分析表に記入し公表。
- ◆ 政策評価制度部会において各府省の事前分析表等を点検したところ、以下のような課題がみられた。
 - ① 必ずしも毎年度評価する必要のない施策や、そもそも評価になじまない施策が評価対象とされている。
 - ② 目標等を設定するまでのプロセス(因果関係)が明らかになっていない。
 - ③ 目標・測定指標の定量化が適切でない(定量化が不十分、無理に定量化したため十分な評価が行えない)。

【改善方策】

- ◆ 政策評価を政策の見直し・改善に資するものとすることを主眼とし、具体的な事例を示しつつ、改善方策を提示。
 - ① モニタリングの活用・評価対象の見直し
 - ・ 目標や実績値が安定的に推移する施策は、実績値に変化が生じた際に評価。
 - ・ 施策の特性から評価結果を反映する余地が乏しい施策は、評価対象を見直し。
 - ② 目標等を設定するまでのプロセス(因果関係)の明確化
 - ・ 現状や課題をデータなどのエビデンスに基づいて分析。
 - ・ 達成すべき目標、目標を達成するために必要な手段、目標の達成度合いを測定するための測定指標を設定するまでのプロセス(因果関係)を明確化。
 - ・ 達成手段が目標の達成へ寄与しているかどうかを検証し、寄与が乏しい達成手段については見直し。
 - ③ 測定指標の定量化等
 - ・ 引き続き定量化を図ることが必要である一方、施策の特性に応じて定性的評価も活用。
 - ・ 測定指標だけで施策の網羅的な評価が困難な場合には参考指標を活用。

モニタリングを活用したメリハリのある評価、データなどのエビデンスに基づいたPDCAの徹底